

官報

号外 昭和四十一年四月二十一日

第五十一回 衆議院會議録 第四十三号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)

議事日程 第二十九号

昭和四十一年四月二十一日

午後二時開議

第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第四 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第七 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○今日の会議に付した案件
離島振興対策審議会委員の選挙
温田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

日程第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号

離島振興対策審議会委員等の選挙

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

閣提出

日程第三 特殊土壌、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

日程第四 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第七 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)の趣旨説明及び質疑

午後八時三十六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

離島振興対策審議会委員の選挙

温田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) 離島振興対策審議会委員及び温田単作地域農業改良促進対策審議会委員の選挙を行います。

○海部俊樹君 離島振興対策審議会委員外一委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はありませんか。

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、離島振興対策審議会委員に大柴滋夫君を、温田単作地域農業改良促進対策審議会委員に登坂重次郎君を、それぞれ指名いたします。

日程第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月十七日 内閣総理大臣 佐藤 榮作

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「百分の二十九・五」を「百分の三十二」に改める。

附則第二十項中「第十六項の下に、第十九項」を、「臨時地方特別交付金、」の下に「昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律による臨時地方特別交付金、」を加え、同項以下を一項ずつ繰り下げ、附則第十九項の次に次の一項を加える。

20 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第 号)第二条の規定により交付する臨時地方特別交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定は、昭和四十一年度分の予算から適用する。

2 昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二十項」を「第二十一項」に改める。

理由

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎として算定するものの算定の割合を、昭和四十一年度以後、百分の三十二に引き上げることとする。昭和四十一年度の臨時地方特別交付金に関する措置に伴い、その経理を同特別会計において行なうこととし、当該交付金に相当する金額は、一般会計から同特別会計に繰り入れることとする必要がある。これが、この

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 郵便法の一部を改正する法律案

法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、地方交付税法の一部改正に伴い、まして、毎会計年度、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額のうち、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎として算定するものにつきまして、その算定率を現行の百分の二十九・五から百分の三十二に引き上げることとしております。

また、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律に基づきまして、地方団体に交付する臨時地方特別交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行なうことといたしますとともに、同交付金に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとしております。

この法律案につきましては、去る十九日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、武藤山治委員は、日本社会党を代表して、今回政府がとった地方財源措置は交付税体系を混乱させるものであり、むしろ交付税率を百分の三十七に引き上げて前向きに処置すべきであるとの意見を述べ、反対の旨討論されました。また、永末英一委員は、民社党を代表して、今回のようなその場限りの解決ということではなく、交付税率を引き上げて地方団体に十分な恒常的財源を与えるべきである

との意見を述べて、反対の旨討論されました。次いで、採決を行ないましたところ、多数をもって原案のとおり可決となりました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 郵便法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。

郵便法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

郵便法の一部を改正する法律

郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第一種乃至第五種を」「第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物」に改める。

第十七条第一項第一号中「四十五センチメートルを」「四十七センチメートル」に、「三十三センチメートルを」「三十五センチメートル」に、「十五センチメートルを」「十七センチメートル」に、「六キログラムを」「七キログラム」に、「第三種乃至第五種」を「第三種及び第四種」に改め、同項第二号中「百十センチメートルを」「一百二十センチメートル」に、「二メートル

一〇二〇

第一種郵便物(郵便書簡を除く。次項において同じ)で左の条件を具備するものの料金は、重量二十五グラムまでのものにあつては十五円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのものにあつては二十円とする。

一 その表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ十四センチメートルから二十センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでの郵便物であつて、その厚さ及びその他の形状が省令で定める基準に適合するものであること。
二 重量が五十グラムをこえないものであること。

三 省令で定める場合を除き、その外部に、差出人及び受取人の氏名及び住所若しくは居所以外の事項を記載し、又は他の物を添附しないものであること。

四 受取人の氏名及び住所又は居所の全部又は大部分をかなの活字で記載するものにあつては、省令で定める記載上の要件を備えるものであること。

第二十一条に次の四項を加える。

第一種郵便物で前項に規定するもの以外のものの料金は、重量五十グラムまでのものにあつては二十五円、重量五十グラムをこえ五百グラムまでのものにあつては五十グラムをこえ五十グラム又はその端数ごとに十円の割合で算出した額を二十五円に加えた額、重量五百グラムをこえ一キログラムまでのものにあつては二百円、重量一キログラムをこえるものにあつては一キログラムをこえる一キログラム又はその端数ごとに五百円の割合で算出した額を二百円に加えた額とする。

郵便書簡は、郵政大臣が、省令でその規格及び様式を定め、発行し、その料金は、十五円とする。

郵便書簡は、省令で定める場合を除き、これに他の物を封入し、その外部に他の物を添附

し、又は原形を変えて差し出すことができない。

前項の規定に違反して差し出された郵便書簡は、省令の定めるところにより、第二項又は第三項に規定する第一種郵便物として取り扱う。

第二十二條第二項中「五円を七円」に、「十円を十四円」に、「六円を八円」に改め、ただし書を削り、同条第五項中「これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第二十三條第四項ただし書中「重量百グラム又はその端数ごとに二円」を「重量百グラムまでのものにあつては三円、重量百グラムをこえるものにあつては百グラムをこえる五十グラム又はその端数ごとに一円の割合で算出した額を三円に加えた額」に改め、同条第五項第二号中「二箇月を三箇月」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 毎月三回以上発行するもの（前号に掲げるものを除く。）

第二十六條第一項第四号中「根、樹皮及びきこで栽植又は培養の用に供するもの」を「若しくは根で栽植の用に供するもの又は蚕種で繁殖の用に供するもの」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 學術に關する団体がその目的を達成するため継続して年一回以上発行する學術に關する刊行物（郵政大臣の指定するものに限る。）を内容とする郵便物で、発行人又は売りさばき人から省令の定めるところにより差し出されるもの

第二十六條第二項第二号中「前項第四号から第六号までを」前項第四号及び第五号に、「二円」を「六円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項第六号に掲げるもの
重量百グラム又はその端数ごとに 十円
第二十七條を削り、第二十七條の二中「第五

種郵便物」を「第一種郵便物（郵便書簡を除く。）」に、「前条第二項」を「第二十一條第二項及び第三項」に、「重量五十グラム又はその端数ごとに八円」を「同条第二項に規定するものにあつては重量二十五グラムまでのもの十二円、重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのもの十六円」とし、同条第三項に規定するものにあつては重量五十グラムまでのもの二十円、重量五十グラムをこえ百グラムまでのもの二十八円」に改め、同条第一号中「以下同じ。」を削り、「若しくは名古屋市」を「名古屋若しくは北九州市」に改め、同条第四号中「内容、」を削り、同条を第二十七條とし、同条の次に次の一條を加える。

第二十七條の二（第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の特例） 郵政大臣は、左の条件を具備する第一種郵便物（郵便書簡及び市内特別郵便物を除く。）又は第二種郵便物（料額印面のついた郵便書及及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定による選挙運動用の通常葉書を除く。）の料金については、その合計額（第二十一條第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額に同時に差し出された当該郵便物の総額を乗じて得た額をいう。）につき、省令の定めるところにより、その合計額の百分の十（往復葉書にあつては、百分の五）に相当する額をこえない範囲内において、これを減額することができる。

一 郵便物の取扱量が大量であり、かつ、その取扱量が時期により変動する郵便局で、郵政大臣が指定するものに差し出されたものであること。

二 同一差出人から形状、重量及び取扱いが同一のものを同時に三千通以上省令の定めるところにより差し出されたものであること。

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 郵便法の一部を改正する法律案

第二十八條の見出し中「第三種乃至第五種郵便物」を「第三種郵便物及び第四種郵便物」に改め、同条第一項中「第四種郵便物及び第五種郵便物」を「及び第四種郵便物」に改める。

第二十九條ただし書中「但し、」の下に「第二十一條第二項に規定する第一種郵便物、郵便書簡又はこれを加え、これを」を「省令の定めるところにより、」に改める。

第三十二條第二項中「郵便葉書」の下に「及び郵便書簡」を加え、「その印面」を「料額印面」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

前項の規定により郵便物の料金及び特殊取扱の料金を後納する場合においては、省令の定めるところにより、これらの料金以外の郵便に關する料金についても、後納することができる。

第三十二條の二第二項中「配達」を「交付」に、「二円」を「省令で定める額」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

第三十五條中「郵便葉書」の下に「若しくは郵便書簡」を加える。

第三十八條第三号中「当該郵便物の料金」の下に「（当該郵便物が第二十七條の二の規定により料金の合計額を減額された郵便物である場合には、これに係る既納の料金の合計額を限度として、当該減額がなかつたものとした場合における当該郵便物の料金）」を加える。

第四十四條第三項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号」に改める。

第五十條に次のただし書を加える。
ただし、郵政大臣は、郵便私書箱を使用する者で、その使用につき省令で定める特別の条件をみたすものについては、当該使用料を免除することができる。

第五十二條第二項中「郵便物は」の下に「第二十一條第六項」を加える。
第五十三條第一項第一号中「第五種郵便物」を

「第一種郵便物」に改め、同条第二項中「第五十八條第五項第二号」を「第五十八條第六項第一号」に、「千円」を「三千円」に、「同項第一号」を「同号」に改め、同条第三項中「料金が未納又は不足であるもの」を「左の各号に掲げる郵便物に、（その不納金額の二倍に相当する額を）当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の二号を加える。
一 料金が未納又は不足である郵便物
その不納金額の二倍に相当する額

二 第十九條の規定に違反して差し出された郵便物

第五十八條第六項第一号に掲げる書留料の二倍に相当する額

第五十八條第二項中「五万円」を「十万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「千円」を「三千円」に改め、同条第五項を次のように改める。

郵政省は、第一項の規定によるもののほか、左に掲げる郵便物以外の郵便物につき、差出人からの申出があるときは、当該郵便物の引受け及び配達について記録し、もし、送達途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合においては、二千円を限度とする実損額を賠償する書留の取扱をする。
一 現金又は第十九條に規定する貴重品を内容とする郵便物
二 引受時刻証明、配達証明、内容証明、代金引換又は特別送達の取扱をする郵便物
第五十八條に次の一項を加える。
書留料は、左のとおりとする。

一 第一項の規定による書留とするもの
損害賠償額が三千円以下であるもの
二 損害賠償額が三千円以上であるもの
通常郵便物にあつては六十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

三 損害賠償額が三千円をこえるもの
通常郵便物にあつては三千円をこえる
二千円又はその端数ごとに現金を内容と

昭和四十二年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 郵便法の一部を改正する法律案

するものにあつては五円、現金以外の物を内容とするものにあつては一円の割合で算出した額を六十円に加えた額、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

二 前項の規定による書留とするもの

通常郵便物にあつては五十円、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める額

第六十条第一項中「他の郵便物」を「これと同一の種類に属する他の郵便物で速達としないもの」に改め、同条第二項中「重量四キログラムをこえる第一種郵便物並びに」を削り、同条第三項を次のように改める。

速達料は、通常郵便物にあつては重量二百グラムまでのもの五十円、重量二百グラムをこえる五百グラムまでのもの七十円、重量五百グラムをこえる一キログラムまでのもの百円、重量一キログラムをこえるもの二百円とし、小包郵便物にあつてはその額を参酌して政令で定める。

第六十条第四項中「前項」を「当該郵便物」に改める。

第六十一条第二項中「書留の下に」(第五十八条第五項の規定によるものを除く。以下この章において同じ。を加え、同条第三項中「六十円」を「七十円」に改める。

第六十二条第四項中「六十円」を「七十円」に、「九十円」を「百二十円」に改める。

第六十三条第三項中「六十円」を「百円」に、「三十円」を「五十円」に改める。

第六十四条第三項中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第四項中「六十円」を「八十円」に改める。

第六十六条第三項中「八十円」を「百円」に改める。

第六十八条第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第二項第一号中「書留の下に」(第五十八条第五項の規定によるものを除く。次号において同じ。を加え、「千円」を「三千円」に改

め、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十八条第五項の規定による書留とした郵便物の全部又は一部を亡失し、又はき損したとき

二千元を限度とする実損額

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第十七条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に差し出された郵便物については、なお従前の例による。

3 昭和四十四年一月一日前に差し出された郵便物に係る大きさの最小限の制限については、なお従前の例による。

4 昭和四十三年十二月三十一日までの間に差し出される第一種郵便物についての改正後の第二十一条第二項第一号の規定の適用については、同号中「十四センチメートル」とあるのは「十二センチメートル」と、「九センチメートル」とあるのは「七センチメートル」とする。

5 この法律の施行前にされた第三種郵便物の認可の申請に係る認可をし、又は認可をしない旨を通知すべき期間については、なお従前の例による。

(郵便法の一部を改正する法律の一部改正)

6 郵便法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第九十三号)附則第二項中「当分の間」を「昭和四十二年十二月三十一日までの間」に改める。

理由

郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため郵便物の種類体系等を整備し、及び郵

便に関する料金を改定するとともに、被災地あての小包郵便物の料金の免除、書留の場合における郵便物等の交換、書留制度の内容の拡充等を法定してサービスの改善を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長砂原格君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔砂原格君登壇〕

○砂原格君 ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

まず、法律案の内容を御説明いたしますと、その改正の第一の要点は、郵便事業の経営財源を確保するため、郵便料金の全面的な改正を行なうとするものであります。

まず、第一種郵便物につきましては、その基本料金は従来二十グラムまでごとに十円であるのを、新たに設定される第一種の定形郵便物については二十五グラムまで十五円、非定形郵便物については五十グラムまで二十五円とし、なお、従来十二円であった簡易手紙は制度を改め、新たに郵便書簡としてその料金を十五円といたしております。

また、はがきにつきましては、五円を七円に改め、年賀はがきの低料扱いを廃止することとしております。

第三種郵便物につきましては、低料扱いは従来百グラムまでごとに二円を百グラムまで三円とし、百グラムをこえるものは五十グラムまでごとに一円を加えることに改め、第四種郵便物につきましては、農産物等従来二円を六円にし、また、新たに學術雑誌を加え、百グラムまでごとに十円といたしております。

なお、特殊取り扱い料金についても全面的な調整を行ない、特に速達料につきましては、従来の均一制であったものを重量別に四段階に分け、それぞれの料金を設定いたしました。また、なお、料金改定による増収率は二・八・八%と計算されております。

次に、改正の第二の要点は、通常郵便物の種類体系等の改定であります。

すなわち、現行の第五種郵便物を第一種郵便物に統合し、郵便物の種類を第一種から第四種までとし、第一種は、書状を内容とする郵便物、郵便書簡その他第二種から第四種までに該当しない郵便物とし、さらに、これに定形、非定形の区分を設け、また、第四種郵便物については、學術に関する刊行物を内容とするものを新たに加えることにしております。なお、郵便物の容積及び重量の制限についても、その最大限は引き下げ、最小限は引き上げるようにいたしております。

このほか、書き損じ郵便はがきを一定の手数料で交換する制度を新設するのをはじめとし、簡易書留制度及び割引料金制度の創設、被災地あて小包郵便物の料金の免除等の改正をいたそうとしております。

なお、この法律案の施行期日は、一部を除き、本年七月一日となっております。

本案は、去る二月二日内閣から国会に提出、三月十七日、本会議において提案趣旨説明及び質疑が行なわれた後、通信委員会に付託されたのであります。自來、委員会においては、十数回の会議を通じて、政府当局に対し詳細な質疑を重ねたほか、物価問題等に関する特別委員会との連合審査会を開き、また、参考人を招致して意見を聴取し、さらに、委員を大阪に派遣して、同地方在住の有識者等の意見をも徴するなどの審査を行なつた後、四月十九日、質疑を終了、直ちに討論に入り、四月二十日、日本社会党を代表して栗原俊夫君より反対の意見を、自由民主党を代表して服部安司君より賛成の意見を、また、民主社会党を代

以上をもって御報告にかえます。(拍手)

「少数意見報告書は本号末尾に掲載」

〔議長退席、副議長着席〕

去る十九日、同委員会におきまして郵

ことは、ますます国民大衆の生計を窮乏、

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 郵便法の一部を改正する法律案

す。
(拍手)

料金については、その引き上げの根拠として、一

次に、今回改正の制度面についても多くの欠点

三号 郵便法の一部を改正する法律案

以上のような理由により、委員会において本改

本改正案は、以上申し上げました理由により、

1

〔卜部政巳君登壇〕

森本靖君に対しましても、若干の質問を行なわん

次に、また、総理は、去る十九日の逓信委員会

101111

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 郵便法の一部を改正する法律案

一〇二四

初すでに五十七億の赤字を生じております。その後相当の赤字が累積する旨を一部の新聞報道が伝えているのでありますが、昨年度末における決算状態はどうなっているか、このことを知りたいのであります。また、累積された赤字が解消された、こういうことになっているのであるならば、その解消するに至ったいきさつを具体的に御答弁を願いたいと思つております。

さらに、今回の郵便料金改定に対する郵政審議会の答申によりまして、審議会は、少なくとも今後五カ年間の収支の見通しを基礎として、これに適する郵便料金改定を行なうことが本筋であると認めたのであります。しかし、答申は、その中で、長期的展望において予見することが困難な要素が多いなどの見地から、さしむきは見通しの期間をおおむね三年間として改正案を作成し、五年間の見通しを基礎とする場合には、平均三六・八%の増収が、また、三年間の場合におきましては、二九・五%の増収が期待されるとしてゐるのであります。

ひるがえつて、政府の今回の料金改定案の作成過程を顧みますと、当初は、郵政審議会の三年見通しの改正案を尊重し、四十一年度以降三年間の収支見通しに立つた増収率二八・八%の料金改定案を作成したのでありますが、その後わずかに数カ月を経た時点におきまして、四十一年度以降五カ年間の収支見通しに立つた増収率二八・八%の料金改定案を作成するに至つたのであります。しかも、審議会の答申による五カ年間見通しの場合は、増収率三六・八%が期待されているにもかかわらず、郵政当局作成による五カ年間の見通しの場合におきましては、増収率二八・八%となり、その間大きな開きが認められてゐるのであります。はたしていずれの作成にかかるとするのが正確なのか、はなはだ疑問といわざるを得ないのであります。政府はいかなる理由でかかる短期間に当初の三カ年計画を五カ年計画に改められたのか、郵政大臣の答弁を願いたいと思ひます。

次に、郵便料金収入の算定基礎となり、ひいては料金改定の基本的要素となる取り扱い物数の算定をいかにされたか、この点について、もしこの物数の算定に合理性を欠くならば、本改正案はその存立の基礎を失ひ、自滅すべきものであるものであります。三カ年計画の場合における取り扱い物数と、五カ年計画の場合における取り扱い物数とは、いかなる方式で算出されたのか、郵政大臣から具体的に答弁をしていただきたいと思つております。

次に、少数意見に対する質問をいたしまして、森本靖君にお尋ねいたします。

まず、今回の郵便法の一部を改正する法律案の趣旨説明によれば、郵政大臣は、「この法律案の提案にあたりましては、郵政審議会の答申を尊重いたしました」と述べておられますが、提案された法律案の内容について、審議会の答申を無視したところがあつたかどうかについて審査をされたのか、この点をまず第一にお伺ひしたいのであります。

第二点といたしましては、郵便料金値上げと物価対策との関係についてどのように政府にただしたのか、これが第二点であります。

第三点は、郵政事業から生じた赤字は、利用者負担のためで補てんし、一般会計より繰り入れられるべきものではない。こういうことでは私は間違ひだと思つてゐます。この政府の見解に對しまして、どのように反駁をされたのか、ぜひ聞かせていただきたいところであります。

第四に、今回の改正で第五種郵便物は第一種郵便物に統合されますので、従来の第五種のダイレクトメール等は、今後経済界の興隆に伴ひ、第一種の定形郵便物といたしまして、多数の差し出しが予想されます。このために、本来の高等信である書状、はがき、これらの送達が阻害されるおそれがあると思つてゐますが、この点についてはどのように追及をされたかという点。以上四点の問題をあわせ御質問を申し上げます。

て、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔森本靖君登壇〕

○森本靖君 ただいまのト部議員の御質問にお答えいたします。

まず、第一番目の質問は、郵政大臣は審議会の答申についていかように無視をしたかというような点でございまして、今回の答申については、都合のいいところだけとお取りまして、都合の悪いところはのけておりますが、郵政大臣が今回提案いたしております郵便法の改正案でござい

それはなぜかと申しますならば、総理並びに郵政大臣は、盛んに独立採算独立採算ということをおっしゃつておられますけれども、本来、独立採算を強調するならば、これははつきりと申し上げまして、手紙は手紙、はがきははがき、第三種は第三種というふうに、それぞれの原価主義によつてやるならば、これはある程度原価計算主義になるのでござい

第三種郵便物については、今回の改正案においてすら、これは約七十二億円の赤字でございまして、郵政審議会の答申は、現在の第三種郵便物については、これは安いから五円にしろという案になつておるのであります。それを今回は三円にしか値上げしておらぬのであります。そういたしまして、実際に黒字でありますところの第一種、いわゆる皆さんが出しておられます書状については黒字でございまして、黒字にもかかわらず、十円を十五円に上げておるのでござい

回郵政審議会の答申を無視しておるという点であります。まことにけしからぬ点でござい

げでござい

さらに、今回、経済企画庁長官は、家計に占める割合が〇・一四%ということをおっしゃつておられますけれども、この〇・一四%というのは、年間七百七十二円しか国民一人当たりが通信費を使つておらないという数字になつておるのであります。ところが、その中には、ダイレクトメールその他の郵便物は入つておられません。この七百七十二円については、各家庭が差し出す郵便はがきと封書だけしか入つておらぬのであります。ところが、ダイレクトメールその他の郵便物については、結局は物価にはね返つて皆さんのふところに返つてくるのであります。そういたしまして、この家計に占める割合を計算いたしました場合には、ほん

は、総郵便収入を総戸数によつて割るのが、ほんとうの家計に占める割合になるのであります。そういう計算をいたしますと、実際は、年間、郵政省が言つておられます七百七十二円より、四千七百二十七円という膨大な数字になるのであります。そういたしまして、〇・一四%どころか〇・八%になるわけでありまして、まさに物価上昇に火の手を上げるといふ今回の料金の値上げになるのでござい

次に、独立採算の問題についてであります。先ほどちょっと私が申し上げましたように、ほんとうに独立採算を言うならば、各種類ごとの独立採算をやれば、本来ならば郵便料金はあまり上げ

ところが、郵便全体を独立採算独立採算と言っておりますけれども、佐藤總理以下よく模範といたしておられますアメリカにおいて、年間一千数百万億円という金を一般会計から郵便特別会計に入れておられるという状況であります。今日、それがアメリカの郵便料金は世界でも一番安い。皆さんが外国に旅行せられしても、はがきを出す場合は、アメリカで出したら一番安いというのが、今日の現状でございます。そういう点からいまして、今回の郵便料金の値上げについては、一般会計から繰り入れるのが当然であるというのがわれわれの意見でございます。ヨーロッパ各国においても、そういうふうな国が相当たくさんあるのでございます。

最後に、今回の第五種郵便物の統合の問題であります。これは皆さんにとりまして、きわめて重要な問題であります。いままでは、御承知のとおり、開封郵便物というのがございました。ちよつと封を切つて出したら、それは郵便料金が安かつたのであります。ところが、今回の改正によりまして、そういう開封郵便物というのは一切なくなつたのでございます。全部第一種郵便物でございます。そうなつてまいりますと、今日のダイレクトメールも全部第一種郵便物となりまして、いままでの書状と同じような取り扱いになるわけです。元来、郵便というものは、前島密先生以来、書いた手紙を先方に正確に、確実に渡すというのが郵便の使命でございます。ところが、今回はそういう書状とダイレクトメールが一緒にまいりますから、肝心の書状よりもダイレクトメールのほうが早く着くということにもなりかねぬのでございます。一番の目的であります書状が早く着かないという結果にもなりかねない、こういう点がまさに改悪であるということをお願いいたします。

以上、簡単に申し上げますが、御答弁にかゝる次第でございます。(拍手)

○国務大臣(藤山愛一郎君) お答え申し上げます。第一の質問は、物価に及ぼす影響から、これをやめるわけにはいかないかという御質問でございます。私も、これは、今回の郵便料金の値上げをはじめといたしまして、一連の国鉄、私鉄等の問題につきましましては、物価問題等も考慮いたしまして、十分内容を審査いたしますし、また、その物価に対する影響も勘案いたします。今日、案をつくりまして、そうして時期等につきましてもできるだけ考慮を払いまして、影響を最大限に回避し、しかも、その上に立つて来年度の物価の上昇を抑えていくという考えのもとに計画を立てておりますので、今日、私といたしましては、總理に對して、値上げを取りやめ、または延期するという進言をする意思はございません。

なお、赤字等の補てんについて、郵便貯金の利益もしくは一般財源から補給したらどうかという御説でございますけれども、私どもは、郵便貯金の問題につきましましては、たとえば、かりに資本費等について問題を考えます場合は、将来あり得るといたしまして、日常の業務によりまして赤字を財政から補てんするということは、私は適當だとは考えておりません。特に、人件費が八〇%にも及びますような業務費の赤字は、当然利用者が負担してしかるべきものだと思っておりますので、これまた、お説ではございませんけれども、總理に對して進言する意思はございません。(拍手)

○国務大臣(藤山愛一郎君) お答えいたします。郵政事業特別会計の四十年年度予算は、お話のように、五十六億円の持ち越し現金を充当編成いたしました。このようなくらいにして編成した四十年年度予算でありますから、特に節約につとめて經理をいたしましたが、その間、給与引き上げの仲裁裁定の実施等、予定外の経費の増加がありましたので、持ち越し分を補てんする状態にはなつておりません。決算は、現在取りまとめ中でありまして、予定に比しまして、収入に若干の増と物件費の使用残を見込みますとしまして、四十年年度収支は数億円の黒の程度だと思つております。次にお尋ねの、今後の収支と、特に郵便物数の点であります。郵政審議会もつとに総括原価主義をとつておりますから、したがって、郵政審議会の答申が、手紙は手紙、はがきははがきだけで原価をとれというふうなことは決して申しておりませんし、また、一種、二種で値上げをいたしましても、低料以外の三種の据え置きとか、学術雑誌はかつて半額ぐらゐに安くなつておるとか、そのような郵政審議会の答申を尊重いたしまして、ただ、お尋ねの物数の点におきましては、郵政審議会は、支出においては、人件費、物件費の増及び近代化の経費を見込んでおりますけれども、収入の面におきましては、物数の伸びを昭和四十三年年度以降三・五%の横ばいに見ております。これは低きに失するのでありますから、政府は、この数年間におけるような七%とか六%と見ることは避けましたが、かつ、料金改定直後は若干郵便物数が減ることはあろうかと思つておりますが、現在五%以上の伸びを示しております。したがしまして、昭和四十三年年度以降平均五%の伸びは十分期待ができる、こういう見込みを立てたのであります。したがしまして、二・八・八%の料金改定によりまして、今後五カ年間の収支の見込みは、きわめて堅実に維持することができるとあります。さう御承知を願います。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 討論の通告があります。順次これを許します。服部安司君。

○服部安司君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に對し、賛成の意を表するものであります。

この郵便法改正法案は、政府の提案理由にもありましたとおり、郵便事業の円滑な運営と、これに要する財源を確保するため、郵便物の種類体系等を整備し、料金を改定するとともに、サービスの改善をはかりつつ、事業近代化の基盤を整備しようとするものであります。

今日、郵便事業の実情を見ますに、近時郵便利用の飛躍的な発展の結果として、いまや郵便事業は創業以来最大の転換期に直面いたしております。と申しますのは、事業財政の上に困難が加わる一方、さらに、制度上においても実情との食い違いが目立つに至つておるのであります。郵便事業の近代化は、かかる事情のもとに推進されようとしておるのであります。政府がこの大きな課題に真剣に取り組みようとしておられることは、まさに時宜に適した措置と考えるのであります。

今回の改正案については、その内容に郵便料金の全面的な改定が含まれておられるため、この点に觸れてとかくの批判がありますが、経済発展の基礎をなす公共企業の経営を不安定のまま放置することは、とうてい許されないと考えております。

御承知のように、郵便事業は、その業務運行の大半を人力に依存せざるを得ない事業であります。事業財政の七〇%以上を占むるものは人件費でございます。このような人件費が主体をなす事業財政が不安定のままであることは、郵便の業務に携わる従業員の生活にまでその不安定が及ぼすものであります。公共事業の経営がそのような状態で放置されるべきでないことは申すまでもないところであります。たとえ国民に若干の負担増を求めることになつても、これらの企業の経営を健全にし、安定したサービスを確保することが何よりも必要であり、また、これが恒久的な物価安定を期するゆえんであらうと存じます。

また、今回の料金改定の物価へ及ぼす影響につ

いて見ましても、最も權威のある總理府の調査によりますれば、郵便料金の生計費に占める割合がわずかに〇・一四%にすぎないことからして、直接の波及効果はごく軽微なものと思われまします。各種料金のバランスも適当であり、郵便料金の大宗をなす第一種及び第二種の料金が十五年間も据え置かれてきた事情等をも勘案すれば、これはおおむね妥当な改定と言えるであらうであらう。

この料金改定に關して、一部には、一般会計等から所要経費の繰り入れを行なうことなどによって、値上げ回避をはかるべきであるとの議論もありますが、かかるびほう的な政策は、事業の主体性を失わせるばかりでなく、事業の活力そのもので枯渇させるおそれがあり、また、これは形こそ違え国民の負担であることに変わりはなく、郵政事業の将来のためにも、国民全体の利益の上からも、とるべき手段ではないと考えるのであります。(拍手)かかる見地から、われわれは、多少の料金引き上げをやむなしと考えると同時に、この料金改定が国民に何をもたらすかを重視したいと思ふのであります。

郵便業務と一口に申しましても、それは複雑多岐にわたるものであります。だが、端的に申して、ポストにはがきや手紙を投函する、それが遅滞なく目的地のあて名人に届く、これが私たち国民の一番身近に感じている郵便の仕事であります。しかるに、私たちが当然二日目なり三日間であて名人に届くであらうと考えて投函するはがきや手紙が、予期のとおり先方に届かない、こういう業務内容の低下が起こるなら、迷惑するのは私たち国民でありましよう。そうして、こういう遅配

現象が今日すでに起こりつつあり、それが恒常化する危険が感ぜられるのであります。はがきや手紙がいつ届くかわからないという不確実な状態、それは私たちの日常生活にはなだ大きな支障をもたらすものであります。この際二円なり五円なりの増加料金を負担することによって、北海道から鹿児島まで、全国のすみずみまで、迅速かつ確実に郵便物を集配してもらえんことを国民の大多数が期待していると考えられるのであります。

今回の改正案においては、通常郵便物の種類体系等の改正が、料金改定と並ぶ大きな柱となっております。この種類体系等の改正は機械化の導入を前提としたものでありまして、郵政当局は、この機械化計画のほか、事業財政の改善を待って、郵便物の航空機搭載、専用自動車便の増強等による送達迅速化、局舎の近代化、速達範囲の拡大をはかり、東京、大阪を中心として、その日の夕方までに差し出されましたものは、おおむね全国主要都市には翌日配達でき得るようになり、サービスの改善を行なうとしております。なお、書き損じはがき交換等、これら一連のサービスの改善計画は、郵便事業に対する国民の要望にこたえようとするもので、当局の意図は大いに了とすべきであります。また、今回一種と五種を統合することにより、従来の五種郵便物が一種の定形郵便物となるので、郵便本来の使命である信書の円滑な送達を阻害しないかという懸念もございまして、一時に多量の引き受けとなる現在の五種郵便物のごときものは、当然、今回新設される割引制度の適用を受けることにより、結局一般のものと同区分して取り扱われることとなりますから、送達

上混乱を生じないよう計画されております。

次に、値上げ幅が非常に高く、九〇%増にも達するという議論もありますが、一種非定形が十円から二十五円で一五〇%、四種農産物苗が二円から六円で二〇〇%というように、今回改正のこの値上げの最も高い部分のみをとらえて算術平均すればそういうことにもなりましようが、方程式が誤れば必ず誤った答えが出てくるのが当然ではありませんか。わが党の計算では、一種定形のうち、二十グラムから二十五グラムまでは、現在二十円のもの十五円となり、四十グラムから五十グラムまでは、現在三十円でありまして、今回の改定により二十円にとどまり、現在よりかえって安くなります。また、低料以外の三種定期刊行物及び四種通信教育郵便物は据え置かれ、新たに設けました学術雑誌に対する割引制度により、料金は現在より五〇%安く、小包料金は一八%の低い値上げでありまして、書籍小包という全国均一低料金も新設いたしております。さらに、一種非定形におきましても、重量の重いところでは一五%程度の増加であります。その他、料金割引制度の新設等、それらを総合的に計算いたしますと、値上げによる増収額は二八・八%を上回ることはないものと考えられます。

以上の判断により、わが党は、ただいま報告のありました少数意見には反対でありまして、この政府提案の郵便法の一部を改正する法律案に対し、委員長報告どおり賛成いたすものであります。最後に、一言政府当局に希望を申し上げておきたいと存じます。

あらためて申し上げるまでもなく、今日、郵便事業に対する国民の最も切実な願いは、郵便の送

達が正確、迅速に行なわれることとあります。当局がこの国民の切望にこたえらるべきであることは、法改正のいかんにかかわるものではないのであります。今後この法律の施行にあたつては、政府は、その責務を自覚し、郵便物の遅配一掃という国民的要望にこたえ、郵便事業運営の正常化につき総力をあげて努力されるよう希望いたします。私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(岡田直君) 如和君。

〔如和君登壇〕

○如和君 私は、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党を代表いたしまして、ここに反対の意を表明せんとするものであります。(拍手)

まず、今回の郵便料金値上げと物価安定との關係を中心として、料金改正に關する反対意見を申し述べたいと存じます。

現在一般国民大衆が経済生活面で最も切望しているものは、申すまでもなく、物価安定による経済生活の充実であります。本年当初に値上げされました消費者米価に引き続き、私鉄運賃、国鉄運賃、小包郵便料金の値上げがあり、また、近く健康保険料、さらにまた、これを追って今回郵便料金の値上げが行なわれようとしたしておるのであります。これら一連の公共料金の引き上げは、連鎖反動的に物価の騰貴を招き、国民大衆の経済生活を圧迫することは必至であります。佐藤内閣は、事あるごとに、物価安定対策に懸命の努力を払う旨を公言しているのですが、その空虚な物価対策は、四十年の実績によりますると、政府目標の消費者物価上昇率四・五%を大きく上回った七・六%という、過去十一年間の最高の値

上がりを示す結果となっているのであります。このような政府の物価対策からいたしましては、とうてい、政府が公言する四十一年度の物価上昇見込み率五・五％は、これを押さえるどころか、前年の値上がり率七・六％をさらに大きく上回る上昇率を示し、いよいよ国民大衆の生計を圧迫するに至るものと断ざるを得ません。(拍手)このような趨勢のもとにおいて、国営独占事業である郵便事業の料金を値上げすることは、断固としてこれを阻止しなければなりません。

政府は、郵便料金の値上げが国民生活に及ぼす影響は微々たるものであるなどと、全く国民大衆の実生活に思いをいたさない言辞を弄しているのではありませんが、郵便料金の値上げが他の物価を刺激し、便乗値上げを招くことになるのであります。物価上昇の誘因ともなる郵便料金引き上げ案は、とうていこれを容認することはできません。次に、今回の改正案におきましては、従来最大の赤字源である第三種郵便物の料金については、政策料金なりとして依然低料金を設定いたしておるのであります。この料金による取り扱いの結果は、その原価から見ても、今後においてさらに年間巨額の赤字が生ずることは明白であります。公共的料金としての低料金政策によって生じたこれらの赤字を一般の郵便利用者が負担することは、きわめて不公平であり、これは当然一般会計から補てんすべきものであります。政府は、郵便事業経営上発生した赤字を補てんする唯一の方法として、郵便料金の値上げを考えているのであります。が、これは郵政事業の独立採算制を金科玉条のごとく盲信しているからにはかならないのであります。

わが党は、郵便料金の値上げが物価に及ぼす影響や赤字源の性質等から見まして、今回の赤字は、一般会計から繰り入れるか、または郵便貯金特別会計の剰余金、あるいはまた郵便貯金の資金を効率的に運用して得た増収分をもつて補てんすべきではないか等の手段をあげて、しばしば政府に對しまして独立採算制の検討方を迫ったのであります。政府は、がんに、あくまでも独立採算制を基礎とする料金改正案を固執しているのではありません。わが党は、かかる基礎に立つ本改正案の成立をあくまでも拒否するものであります。次に、今回の料金改正案の内容につきましても、数多くの不合理さが認められるのであります。

そもそも、独立採算制のためまえに徹するならば、収支均衡の原則に基づき、それぞれの料金を原価を基準として設定することが適当であるのであります。しかるに、書状、書留その他特殊取り扱い郵便物の単位収入と単位原価との差は黒字であり、全く料金値上げの必要がないのかかわらず、これが大幅値上げを行なっているのではありません。しかも、それは逆に、第三種郵便物の単位収入と単位原価との差は相当大幅な赤字であるにかかわらず、そのうち低料扱いの料金については、わずかに一円を値上げして、百グラムまで三円とし、その他のものについては、現在どおりの料金、すなわち百グラムまで六円としているのであります。この第三種郵便物の料金に関する政府の措置は、明らかに郵政審議会の答申をも踏みにじておるのであります。郵政審議会は、第三種の低料金百グラムまで二円を六円に、その他のもの百グラムまで六円を十円に値上げすべきものと

答申をいたしておるのであります。

参考までに、その点についての郵政審議会の答申をそのまま紹介いたしますと、次のとおりであります。「第三種郵便物については、一般郵便利用者の負担においてこれを特に低料とすることにつき従来から問題があった。本審議会は、定期刊行物の購読者の負担の軽減をはかることに文化政策的意義を十分に認めるのであるが、かかる政策的考慮は、一般会計からの繰入れなどの方法によるのが適当ではないかと検討した。しかし、従来の経緯等も考慮し、結論として、一般利用者に負担をかけないためにも、眼界費用に近い額をもってその料金とするのが適当であると判断した。」

以上のごとく、郵政審議会も、第三種郵便物に関する「政策的考慮は、一般会計からの繰入れなどする方法によるのが適当ではないかと検討した。」として、わが社会党の主張の正しさを裏づけておると同時に、従来のいきさつをも考慮し、一般会計からの繰り入れをせず、郵政事業特別会計の独立採算制を維持する場合においては、幾ら文化政策上の配慮とは申せ、せめて限界費用までは値上げをし、もつて第三種以外の一般利用者に負担のしわ寄せをすべきではないと答申しているのではありません。これを要するに、今回の料金改正は、まさに、一部の大量利用者負担すべき料金を一般利用者が負担するという不合理さを如実に示しているのではありません。かかる料金改正は、断じて排除しなければならぬところであり、(拍手)次に、今回の改正案に盛り込まれた制度関係についても、遺憾な点が多々あるのであります。

第一に、郵政審議会から答申された郵便料金基準の明確化について、配慮のあとが認められないことでもあります。第二に、郵便物の容積及び重量制限の強化等は、利用条件を著しく低下させることになることでもあります。

第三に、今回の改正により、第五種郵便物は第一種郵便物に統合され、従来のいわゆるダイレクタメール等は第一種となり、内容が書状であろうがダイレクタメールであろうが、外形上から定型あるいは非定型に区分されるだけであり、かつ、今後経済界の興隆に伴い、定型郵便物として多数のダイレクタメールの差し出しが予想され、このため、本来の高等信である書状、はがき等の迅速な送達が阻害されるおそれがあるにかかわらず、これら高等信の優先送達について何らの配慮がなされていないのであります。

以上述べましたとおり、今回の郵便法改正案は、最も排撃すべき郵便料金引き上げをおもな内容とし、また、その他の事項についても賛意を表わしたいものがあり、わが党は政府原案に對し反対するものであることを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本案は

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

日程第四 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

日程第三、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第四、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置

法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十一年四月二十日

提出者

建設委員長 田村 元

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限をさらに五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百四十億円、五箇年間に要する経費としては、約一千二百億円の見込みである。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年三月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律

国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

国土開発縦貫自動車道建設法

第一条中「高速自動車交通網を」を「全国的な高速自動車交通網に」、「縦貫する」を「縦貫し、又は横断する」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

(国土開発縦貫自動車道の予定路線)

第三条 第一条の目的を達成するため高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道(以下「国土開発縦貫自動車道」という。)の予定路線は、別表のとおりとする。

第四条 削除

第五条第一項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

第六条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改める。

第九条中「国土開発縦貫自動車道の建設又は第四条の規定により行われる高速幹線自動車道の建設」を「国土開発縦貫自動車道の建設」に、「行う」を「行なう」に改める。

第十条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「行わなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第十一条中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

第十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「及びその融通のあつせん」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

別表を次のように改める。

別表

路線名	起点	終点	主たる経過地
北海道縦貫自動車道	函館市	稚内市	室蘭市附近 札幌市附近 岩見沢市附近 旭川市附近
北海道横断自動車道	釧路市	小樽市	札幌市附近 夕張市附近 帯広市附近 北海道足寄郡足寄町附近
東北縦貫自動車道	青森市	青森市	青森市 弘前市 八戸市 仙台市 盛岡市 秋田県鹿角郡十和田市
東北横断自動車道	仙台市	秋田市	仙台市 山形市 鶴岡市 横手市附近
常磐自動車道	東京都	新潟市	東京都 柏市附近 土浦市附近 水戸市附近
関越自動車道	東京都	新潟市	東京都 川崎市附近 本庄市 高崎市附近 長野市
東関東自動車道	東京都	千葉県	東京都 習志野市附近 千葉市附近
中央自動車道	東京都	西宮市	東京都 神奈川県津久井郡相模湖町 大月市 飯田市 中津川市 小牧市 大津市 京都市
東海自動車道	東京都	小牧市	東京都 長野市 松本市附近
北陸自動車道	新潟市	富山市	新潟市 金沢市 福井市 直江津市附近 富山市 金沢市 福井市
東海北陸自動車道	一宮市	砺波市	岐阜市 岐阜県大野郡在川村附近
近畿自動車道	伊勢市	伊勢市	伊勢市 津市附近 四日市市附近 天理市附近 大阪市
舞鶴線	吹田市	舞鶴市	三田市附近 福知山市附近

中国縦貫自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町 津山市 三次市 島根県足利郡六日市町附近 山口市 神戶市附近 姫路市附近 岡山市附近 広島市附近 岩国市附近 岡山県真庭郡落合町附近 米子市附近
中国横断自動車道	岡山米子線	岡山市	岡山市 境港市 岡山市 岡山県真庭郡落合町附近 米子市附近
四国縦貫自動車道	徳島市	大洲市	徳島市 三好郡池田町附近 松山市附近
四国横断自動車道	高松市	須崎市	伊予三島市附近 高知市附近
九州縦貫自動車道	鹿児島線	鹿児島市	福岡市 鳥栖市 熊本市 小林市附近
九州横断自動車道	宮崎線	宮崎市	福岡市 鳥栖市 熊本市 小林市附近
九州横断自動車道	長崎市	大分市	佐賀市附近 鳥栖市 久留米市附近

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(関係法律の廃止)

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第二百二十九号)

二 関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第百五十八号)

三 東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第百三十一号)

四 九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律第九十二号)

五 中国横断自動車道建設法(昭和四十年法律第百三十二号)

(経過措置)

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員である者は、この法律による改正後の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号まで

の規定による国土開発幹線自動車道建設審議会の委員となるものとみなし、同項第十一号に掲げる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が国土開発縦貫自動車道建設審議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表道路審議会の項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中国国土開発縦貫自動車道建設審議会の項を次のように改める。

国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第百六十八号)及び高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十三年法律第百六十八号)及び高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---	---

6 (道路法の一部改正)
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

を次のように改正する。

第七十九条第一項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

(道路整備特別措置法の一部改正)

7 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「又は東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第五条に規定する整備計画」を削る。

(高速自動車国道法の一部改正)

8 高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)第三条第一項」を「国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)第三条」に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とする。

第三条第一項中「国土開発縦貫自動車道、東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第二条に規定する東海道幹線自動車国道、関越自動車道、東海北陸自動車道、九州横断自動車道及び中国横断自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改め、同条第二項中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

第四条第一項第一号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改め、同項中第二号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、同条第二項及び第三項中「第一号又は第三号から第七号まで」を削る。

第五条第一項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を「前条第一項の規定により」に改め、同条第二項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設法」を「国土開発縦貫自動車道建設法」に改める。

線自動車道建設法に改め、「関越自動車道に係るものについては、関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、九州横断自動車道に係るものについては、九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、中国横断自動車道に係るものについては、中国横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を削る。

7 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

線自動車道建設法に改め、「関越自動車道に係るものについては、関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、東海北陸自動車道に係るものについては、東海北陸自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、九州横断自動車道に係るものについては、九州横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、中国横断自動車道に係るものについては、中国横断自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を削る。

理由 国土開発の基盤たる高速自動車交通網の整備を図るため、新たに国土開発縦貫自動車道の予定路線を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(國田直君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党の合意に基づき、成案を得て、国会法第五十条の二の規定により、建設委員会の提出にかかる法律案として提出されたものであります。

以下、その提案の理由を申し上げます。

本法案の目的といたしましては、現行の特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正して、同法の有効期限をさらに五カ年周延長しようとするものであります。

同法は、去る昭和二十七年議員立法として制定され、さらに、同三十一年及び三十六年、期限延長のための一部改正をいたしまして、特殊土、地帯の治山、砂防、農地保全、土壤改良等の政策事業が実施されてまいりましたのでありますが、その進捗状況を見ますと、必ずしも満足すべき状態にあるとは言いがたいので、さらに昭和四十七年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行しようとするものであります。

なお、本法案立案の過程におきまして、建設委員会において、井原委員より本法案提出理由の説明があり、政府の意見を求めましたところ、本法案の成立に賛成の意を表しました。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げますが、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在、わが国の高速自動車道路といしましては、国土開発縦貫自動車道建設法をはじめとして、六つの法律でその路線が定められているのであります。わが国民経済の今後の発展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは、全国的に見て必ずしも十分ではなく、また、これらの路線相互間の有機的な結合という点から見ても十分とは言いがたいものがあるものであります。

したがって、この際、国土開発縦貫自動車道建設法に、東海道幹線自動車国道建設法はか、これに類する四法を統合し、題名を「国土開発縦貫自動車道建設法」に改めるとともに、国土開発縦貫自動車道をはじめとする既定の法定路線約五千キロに、新たに約二千六百キロの路線を追加して、合計約七千六百キロに及ぶ国土開発縦貫自動車道の予定路線を別表で定める等の措置を講ずることにより、国土開発の基盤となる高速自動車交通網の整備をはかりようとするものであります。

本案は、去る三月二十九日本委員会に付託、四月一日提案理由の説明を聴取、自來、慎重に審査を進めたのでありますが、その詳細は會議録に譲

ることとしたします。

かくて、四月二十日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案に対し、井原岸高君外二名より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出され、これまた全会一致をもって可決されたのであります。

附帯決議の内容は、道路整備費の財源、有料道路制度、工事の執行体制等に関するものであります。詳細は会議録に譲ることとしたします。

有、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(園田直君) 日程第五、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右

昭和三十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(以下「特定機械工業」という。以下を削り、第二号を第三号とし、同項第一号中「電子機器を除く。以下次号において同じ。」及び「部品の半製品を含む。以下同じ。」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 機械器具(電子機器を除く。以下この項において同じ。又はその部品(部品の半製品を含む。以下同じ。のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ。を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるものを製造する事業

第二条第二項中「第一号及び第二号」を「前項第一号の事業にあつては第一号の事項及び必要に応じて第七号の事項、同項第二号及び第三号の事業(以下「特定機械工業」という。以下を削り、同項に第一号として次の一号を加える。以下第三号から第六号まで」を、第四

号から第七号まで」に改め、第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 生産技術に関する試験研究の内容及びその完成の目標年度

第二条第三項を次のように改める。

3 前項第一号の事項は、第一項第一号の事業ごとに内外の技術水準及び経済事情を勘案し、前項第二号及び第三号の事項は、特定機械工業ごとに内外の経済事情を勘案して定めるものとす

る。

第四条中「特定機械工業における」を「機械工業(電子工業を除く。以下同じ。における技術の著しい進歩又は」に改める。

第十四条中「電子工業を除く。以下同じ。」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 この法律は、昭和四十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部改正)

2 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二条第一項に規定する特定機械工業」を「第二条第一項第二号若しくは第三号に規定する事業」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六

号)の一部を次のように改正する。

理 由

機械工業の振興を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、機械工業振興臨時措置法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長し、あわせて生産技術に関する試験研究を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

商工委員長天野公義君

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔天野公義君登壇〕

○天野公義君 ただいま議題となりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行法は、わが国経済発展の推進力たる機械工業の振興をはかるため、昭和三十一年に制定されたものでありまして、当初は五年間の限時法として発足し、昭和三十六年に、貿易自由化に対処してその内容を拡充するとともに、さらに五年間延長され、今日に至っております。

制定以来十年間、本法は機械工業の体質改善に

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案外一案

一〇三二

相当の効果をあげてまいりましたが、現在なお機械工業は、設備の近代化と生産体制の整備について解決すべき諸問題を残しております。さらに今後は、機械の輸出振興について特に積極的な努力を傾注すべきことが要請されているのであります。

本改正案は、このような実情にかんがみ、残された問題の解決をはかるために再び五年間の期限延長を行なうとともに、国際競争力の強化のために機械工業の技術水準の向上を積極的にはかる措置を講じようとして提案されたものであります。

改正の第一点は、本法の有効期間を昭和四十六年三月三十一日まで延長することであり、第二点は、生産技術の試験研究を特に促進する必要がある機械を指定し、これについて技術開発に関する基本計画及び実施計画を策定することであり、

本案は、去る三月十六日当委員会に付託され、同十八日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、四月十五日より質疑に入り、学識者及び関係業界の参考人の意見を聞くなど、慎重な審議を行ないましたが、その詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

かくて、昨二十日、質疑を終了、引き続き採決を行ないましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(國田直君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(國田直君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第七 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○副議長(國田直君) 日程第六及び第七は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(國田直君) 御異議なしと認めます。

日程第六、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案、日程第七、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和四十一年四月二十日

提出者

農林水産委員長 中川 俊思

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

法律

農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

加える。

2 組合は、第二条並びに第三条第一項及び第二項の規定の例により、合併経営計画をたて、これを農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から昭和四十四年三月三十一日までに都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 都道府県知事は、前項の認定をする場合には、第四条の規定(同条第一項の規定に基づく政令の規定を含む。)の例により、これを行なうものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二第一項第三号中「第四条第二項の下に」又は附則第三項を加える。

第八十一条の二中「第四条第二項若しくは」の下に「附則第三項若しくは」を加える。

理 由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等をさらに一定期間実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税、登録税の減免額は、

今後の合併の推移によるが、昭和三十六年度から昭和三十九年度までの実績によると一合併組合当たりの減免額は約二百四十万円である。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和四十一年四月二十日

提出者

農林水産委員長 中川 俊思

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「五年」を「十年」に、「酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百十一号)第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」を「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」に改め、「改良、造成又は取得をする場合」の下に「(当該区域外において牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の改良、造成又は取得をする場合であつて、当該改良、造成又は取得が当該改良、造成又は取得に係る施設の所在の都道府県の同法第二条の三第一項の規定による認定に係る都道府県酪農近代化計画に即してあり、かつ、当該施設において処理又は加工される生乳の相当部分が当該都道府県の区域内の同法第三条の規定による集約酪農地域又は同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村の区域内において生産される生乳である見込みが確実であるときを含む

む。)を加える。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百十一号)の施行の日から三年を限り、改正後の農林漁業金融公庫法附則第二十三項中「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村」とあるのは、「同法第二条の四第一項の規定による認定に係る市町村酪農近代化計画が作成された市町村若しくは酪農振興法及び土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百十一号)第一条の規定による改正前の酪農振興法第十八条の規定により酪農経営改善計画を作成した市町村」とする。

理 由

酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行なう乳業者に対する牛乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設の造成等に必要資金の融通に関する臨時措置をさらに五年を限り延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(園田直君) 提出者の趣旨弁明を許します。農林水産委員長中川俊思君。

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 ただいま議題となりました農林水産委員長提出の二法案について、提案の趣旨を申し上げます。

まず、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十六年に農業協同組合併助成法が制定され、自來、同法によって農業協同組合の合併に対する援助、助成の措置がとられてまいりましたことは、すでに御承知のとおりであります。

ところで、同法に基づく合併経営計画の提出期限は昨年の十二月三十一日までと相なっておりませんが、現在までの実績を見ますと、当初計画のほぼ九割に相当する合併が行なわれる見込みとなっておりまして、おおむね所期の目的は達成されたのであります。しかし、諸般の事情によつて合併経営計画の提出のおくれた農業協同組合で、今後合併によつてその体制を強化しようとするものがなお相当数見込まれるのであります。さらに、適正かつ能率的な事業経営を行なうことができる農業協同組合を広範に育成して農民の協同組織の健全な発展に資するため、農業協同組合の合併を促進する必要性はなお存続しているものであります。

このような状況にかんがみ、今後とも農業協同組合の合併を促進するため、農業協同組合併助成法の規定に準じ、昭和四十四年三月三十一日までに合併経営計画を都道府県知事に提出し、その計画が適当である旨の認定を受けることができることとするともに、その認定を受けた農業協同組合については、従前の例により法人税及び登録税の特例措置を実施することとして、ここに本案を提出した次第であります。

農林水産委員会におきましては、四月二十日本案を委員会の成案とすることに決しました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

律案について申し上げます。

乳業施設資金融通制度が昭和三十六年創設されて以来、酪農振興法に基づいて設定されました集約酪農地域、または酪農経営改善計画を作成した市町村の区域内において、牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設について、その改良、造成または取得のための低利かつ長期の農林漁業金融公庫資金が、一般乳業者に対して、昭和四十年までの五カ年間に五十億円余融通され、酪農の発展をはかる上に大きな役割りを果たしてまいりましたのであります。

現行制度は、昭和三十六年から五年間を限る期限立法による制度であります。酪農の現状は発展過程の段階にありまして、昭和四十年酪農振興法の一部改正が行なわれ、乳業施設の整備を含む酪農近代化計画制度が創設されたのであります。しかして、この近代化計画制度を着実に実施することにより、集約酪農地域の再編成を行ない、乳業経営の改善合理化をはかる必要があるものであります。

このような状況のもとに、乳業者側における乳業施設資金、特に公庫の乳業施設資金に対する需要は増加しつつあるのであります。

したがって、以上の要請にこたえ、農林漁業金融公庫が行なっておりました乳業者に対する本融資制度を、従来と同様の条件によりさらに五年間延長実施するとともに、貸し付け施設の対象については、酪農近代化計画に即した取り扱いをするとし、その経過規定をも加えることといたしております。

以上、この法律案の趣旨について御説明を申し上げた次第であります。

農林水産委員会におきましては、四月二十日本案を委員会の成案とすることに決しました。何とぞ、御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、両案とも可決いたしました。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出第三七号、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。国務大臣松野頼三君。

〔国務大臣松野頼三君登壇〕

○国務大臣(松野頼三君) 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、第二次防衛力整備計画のつとめ、防衛力を整備するため、昭和四十一年度において防衛庁の定員を改め、防衛庁本庁の職員を六百二十九人増加するための改正であります。この増加分は、自衛官の増員六百三十人と、自衛官以外の職員の減員一名とを相殺した員数であります。

自衛官の増加は、海上自衛隊及び航空自衛隊の

自衛官の増員でありまして、海上自衛隊における増員は三百八十人で、艦艇の増強に伴い必要とされる人員の配置及び後方支援部門の充実のために充てるものであります。また、航空自衛隊の増員は二百五十人で、自動警戒管制組織の設置及び教範、施設等の部門の拡充のための必要な人員であります。

減員一名は、外務省の定員に振りかえるものであります。

次に、自衛隊法の一部改正であります。これは自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官三千人の増員を行ない、予備自衛官の員数を合計三万人とするための改正であります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。榑崎弥之助君。

〔榑崎弥之助君登壇〕

○榑崎弥之助君 ただいま趣旨説明のありました防衛関係二法の改正案は、法案自体としましてはきわめて簡単なものであります。私は、この際、国の安全保障に関する基本姿勢と、その内容について、日本社会党を代表し、若干の質問をいたしたいと存じます。(拍手)

佐藤内閣の安全保障問題に関する見解は、国会論議でも明らかなように、しばしば混迷し、矛盾し、統一を欠いているのであります。

最近、外務省は、「日米安保条約の問題点」とい

う統一見解を公表いたしました。それに続いて、下田外務次官が弁解の付言をいたしました。さらに昨日は、外務省が同問題に対する追加発表をいたしました。一体これでは、政府としての定見があるのかどうか、まことに目まぐるしいほどの動揺を示しているのであります。

本来、かかる安全保障という国の基本に関するこの種の重要問題は、当然政府の責任において公式発表をすべきであると思ふのでありますが、それにもかかわらず、まず出先の外務省に発表させておいて、われわれや国民の反応を見ようなどという魂胆は、まことに、こうかつ、無責任きわまる態度といわねばなりません。(拍手)総理は、この外務省の見解をどう思われましようか。政府の公式見解として責任を持たれるのでありましようか、まず、この点をお伺いいたします。

安保条約改定以来、内外の情勢には、多くの基本的な変動がありました。米ソ関係、中ソ関係の変化、アメリカの極東における核戦略体制の質的な強化、ベトナム戦争、中国の核実験など一連の激動が続いております。日本を取り巻くこのような諸情勢の激動をどのように評価し、どのように把握するかは、国の安全保障を考える場合の最も基礎的な問題であります。

安全保障は、すぐれて相対的なものであり、このように激動しておる世界とアジアの情勢の中にあって、日本が平和と安全を求める道は、決して固定的なものであつてはなりません。脅威に対する軍事偏重の対応は、相手方にも必ず同様の反応を起し、脅威の実体は自動的に膨張するという悪循環を繰り返さざるを得ないのであります。みづからが、まず平和的な対話の姿勢をとり、対立

緩和の条件をつくり上げる努力をすること、これが安全保障外交の基本ではないかと思うのであります。

しかるに、日本政府は外務省見解にも見られるとおり、激動し、発展する諸情勢に見合つて、長期の展望を持ち、平和外交を積極的に展開しようとする意欲は全く見られず、日本の安全保障を単に軍事的視野の中だけで対応しようとし、日米安保体制を不動のものとして固定化し、沖縄の同胞を見放し、日本国民を戦争の危険にさらす対米従軍の姿勢を依然として続けようとしておるのであります。

かくして、日本の自衛隊は、一次防から二次防、三次防へと、質量ともに増強され、今日では、往時の帝国陸海軍をはるかにしのぐ戦力となつておるのであります。

そこで、国防会議の議長として三軍の最高指揮官である総理にお伺いをいたしますが、御承知のとおり、防衛庁では、二次防に引き続いて三次防原案ができておりました。ところが、三次防計画実施中に現行日米安保条約の期限である一九七〇年がまいります。したがって、その安保条約がどうなるかは、三次防にとつても重要な影響があるはずであります。外務省見解では、そのまま存続させることが必要であるといひ、また、自民党の安全保障調査会では、現行内容のまま十年間の期間延長をきめられたようであります。総理は一体どのようなお考えでありますか。新しく期限、条件等を付して特別安保条約の形に再改定し、長期固定化の方向をとられるのか。それとも、全然条約には手を触れずに、一片の日米共同声明などの形で自動延長し、無期限化の方向をと

られるのか、この際明確にいただきたいのであります。(拍手)

政府は、ついに、わが党の追及により、現行の安保体制がアメリカの核戦力の抑止力によって保持されている事実、すなわち、アメリカの核の力で守られている日本の現実を顕在化し、認知されたわけでありましたが、総理は、現行の安保体制がすでに完全に核安保体制であることを率直に認めになりますか、あわせてお伺いをいたします。

冒頭にも申し上げましたとおり、佐藤内閣の核安保問題に関する見解は全く混乱していると思ふのであります。さきの外務省見解は、その混乱、矛盾をまさに代表するものといわなければなりません。結論として、佐藤内閣の安全保障に関する論理構造は次のとおりになるのであります。すなわち、日本の防衛は最終的にはアメリカの武力にたよることが必要かつ現実的である。アメリカの武力は、その巨大な核戦略兵器を根幹としていゝる。したがって、日本の防衛にとつて、核兵器は現実必要であるということに尽きるようでありまゝ。この点ではまことに論理明快であります。ところが、その次がごまかしになつてまいるのであります。すなわち、アメリカの核の力にたよるが、核兵器は持ち込まないといふのであります。核の力にたよるが、核兵器の持ち込みを拒否するといふことは明らかに論理の矛盾であり、現実もまた、その矛盾を明白に証明しているものであります。一方において、安保体制を維持、発展させ、アメリカの核の力にたよつていく政策と、他方で、核の力に庇護を求めるのは甘い考えだとして、大国に核軍縮を訴えていこう

という政策とは、はたして実際にはどう結びつくのでありましようか。また、この二つの政策のギャップをどう埋めていくつもりでありましようか。この点をひとつはつきりしていただきたいと思うのであります。

さらに政府は、たびたび国会において、科学技術の発達により、自衛の目的と限度に沿ったものができましようになれば、理論的には、そのような核兵器保持は憲法違反にはならないという見解をあらかじめ明らかにしておいて、いざ核武装というときの口実と抜け道らしいものをちゃんと用意しているのであります。まことに周到といわねばなりません。一体、自衛の目的と限度に沿った核兵器とはどんなものでありましようか。このような政府の姿勢からすれば、三次防で採用を予定されておられますナイキハークューズあるいはターターなどは、核弾頭、通常弾頭を併用できるミサイルでありますから、非常に重要な意味を持つてくるのであります。

かくして、政府は、日本の防衛に核兵器は必要であるし、核兵器の導入は自衛のためなら違憲ではないことをあらかじめ明白にしながらも、いまのところは核兵器を公然と持ち込み得ないでいるわけでありまう。憲法九条を平然と踏みにじる政府が、では、なぜ公然と持ち込み得ないでいるのでありましようか。それは、広島、長崎、ビキニの悲惨な体験を持つ日本国民の、原水爆は絶対にいやだという感情と世論が、その持ち込みを頑強に拒否しているからであります。(拍手)したがって、その国民感情がつかえ去つたら、核兵器持ち込みの唯一の歯止めはなくなるわけでありまう。ここに目をつけた日米両国政府が、いまやつきになつ

て努力しているのが、核に対する日本人の体質的な恐怖感をじわじわと麻痺させていく方法であります。たび重なる原子力潜水艦寄港などが、そうした日本人の核アレルギー体質に対する予防接種の役割りを果たしているのを見れば、その方向はまことにほつきりしているのであります。全く国民をごまかし、愚弄するものはだしいといわなければなりません。(拍手)しかし、事は国の命運にかかわる重大な安全保障問題であります。この安保問題で政府独特のなしくずしの処理は絶対に許されません。もし以上の見解が間違っていないとするならば、いま日本は何をなすべきか、また何をなし得るかを真剣に考えるときがきたのではないかと思ひのであります。たとえば、一つ、核抑止政策を徹底的に批判し、いかなる核抑止政策にも加担しないこと、また協力しないこと、二つ、核兵器持ち込みを単に政府見解だけでなく、国会で議決すること、三つ、核拡散防止条約をめぐって、最近非同盟八カ国が米ソの妥協案として提案し、すでに可決されました決議案の最後の項目にも取り上げられているところであります。アジア・太平洋地域における非核武装地帯設置に努力する旨全世界に宣言すること。以上のような具体的措置は、政府がやる気になれば直ちにできる措置であります。これらの点に關する総理の御見解はいかがでしうか。

以上が、三次防と一九七〇年に關する質問であります。

第二に、最近公表されたラスク米國務長官の对中国政策十項目に對する総理の評價をお伺いいたします。

第三に、ベトナム戦乱、特に中国の核保有等、アジアの新しい情勢に關連して、三次防では従来の日本防衛に關する基本構想に何か新しい修正なりあるいは特別の措置を考へられておるかどうか、これをお伺いいたします。

第四に、二次防の原文は、その中で「わが国に對し起りうべき脅威に對処して、有効な防衛力」云々と述べているのであります。對処するからにはその実体がなければなりません。また「起りうべき」とあるからには、その可能性がなくはなりません。一体脅威の実体とは何であるのか、また脅威の可能性ははたしてあるのかどうか、これを明確にしたいのであります。この点と關連し、中国の核保有はわが國に對し脅威の実体となるのかどうか、あるいは脅威の可能性となるのかどうか、あわせてお伺いをいたします。

第五は、防衛庁の省界格問題に對する御見解をお伺いいたします。

以上が総理に對する質問であります。

次は、防衛庁長官にお尋ねいたします。

第一は、三次防の新構想と特徴点についてであります。長官は過ぐる国会の答弁で、中国の核保有の可能性に對し、三次防では何か特別の措置を考へなければならぬであろうという意味の言明をされておられますが、特別の措置の内容はどのようなものでありましようか、三次防の新構想と關連して、まずこれをお伺いいたします。

次は、三次防の予算であります。二兆七千億と二次防の倍増が予定されているようであります。長官は、三次防最終年度の國民總生産、總所得をどう想定され、防衛費はその何%になるのか、これを明らかにしてほしいと思ひます。

か、これを明らかにしてほしいと思ひます。

次は、三次防の特徴点であります。特に考へられる新兵器、たとえばナイキハークューズあるいは次期戦闘機FX、次期ジェット練習機TX、次期輸送機CXなどの機種決定についてお伺いをいたします。

第二は、米國防總省ブリック調査団の来日とも關連して、バーターによるベトナム特需構想の結末はどうなつたのでありましようか。

第三に、陸の自衛官の定数を、三次防では、二次防に引き續き十八万にされるようでありまうが、二次防では、十八万の定数充足をあきらめ、十七万一千五百名に減らしているのではありません。それでも、長官御承知のとおり、その充足率は八割程度であります。はたして、十八万の定数をどのような計画と方法で確保されようとするのか、長官にその自信がどうか、これをお伺いいたします。

次は、通産大臣にお尋ねいたします。

アメリカのMA P打ち切りに伴い、兵器導入國産化の要請が防衛産業界から猛然と起つております。かつての死の商人のごとく、防衛庁に圧力をかけ、ひしめき、激しい売り込みを狂奔しているのではありません。そしてその間、例によっていろいろの黒い噂が流れているのであります。大臣は、三次防と防衛産業の關連並びにそのコントロールをどのように考へておられるのか、これをお伺いいたします。

次は大蔵大臣にお尋ねいたします。

三次防では、總額二兆七千億の予算が見込まれておりますが、公債との關係はどうなりましようか、これをお伺いいたします。

最後に、実は会計検査院長にお伺いをしたいところですが、本会議答弁ができないそうでありまして、大蔵大臣にかわって答弁をさせていただきます。過ぐる二月十八日の予算委員会において、私は、航空自衛隊の電作戦に關連し、自衛隊の不正、不当な予算の流用、乱脈きわまりない予算執行について、会計検査院の再調査を要請したのであります。調査の結果は、はたして私が指摘したとおりであったかどうか、その御報告をお願い申し上げます。私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) 一九七〇年が安保条約の期限切れであるとか、あるいは安保条約の再改定期であるといわれておりますが、往々にして、この七〇年に安保条約が失効してしまふ、あるいは何らかの改定をしないといかぬのじゃないかというようなことがいわれておりますが、これは正解ではありません。安保条約の第十条は、十年の期限が切れた後は、いずれか一方の締約国が条約を終了するという意向を相手方に通告すれば、一年後に条約が失効する、こういうことを定めておるのにすぎないのであります。したがって、一九七〇年以後は、日米いずれかが条約終了の意向を表明しない限り、条約は無限に効力を存続するということになるのであります。一九七〇年におきましても、國際情勢に基本的な変化がない限りは、現在の日米安保体制は維持されることを望ましいと考えられておるのであります。そして、日米安保体制を維持する以上、それができる限り安定した基礎に立つことが望ましいことは申すまでもございません。しかし、そのために具体

的にいかなる措置をとることが最も適切であるかということにつきましては、まだ、四五年の余裕があるのでありますから、十分に検討いたしましてこれに対処したいと考えております。

次に、安全保障条約を長期的に固定化しようとするのか、それとも自動延長するつもりかという御意見でございますが、いま申し上げましたとおり、今後十分に時間の余裕があるのでありますから、慎重考慮してこれに対処したいと思っております。

安保条約のもとにおいて、米国の核戦力が日本に対する核攻撃を未然に防止するための主たる抑止力をなしておることは、申すまでもありません。しかし、このことと、日本に核兵器を持ち込み、あるいは日本が核戦略に参画するということは、おのずから別個の問題である。核の持ち込みをせぬでも、あるいは核戦略に参画するということがなくとも、日本は、米国の核戦力の、核攻撃を未然に防止する抑止力というものに依存することができるといふのでございます。核兵器の日本への持ち込みは、安保条約によって、事前協議の対象とされておりますが、政府はこれを認める意思はないことは、すでに明らかにしております。それから、米国の核抑止力の主体をなす核兵器は、日本を基地とするものではない。また、その必要性も認めておらない。これらの核戦力をいかに配備するか、どう管理するかということについて、日本がこれに参画しようとしておらぬし、また、それらの参画を米國から求められたこともないのであります。でありますから、核抑止力のもとにあるということは、持ち込みの問題とも関連しない、あるいは基地を提供するということとも別個の問題である、あるいは核戦略に参画するということとも別個の問題である。これを、矛盾

するのではないかという御質問でございますが、そういうことは全然別個の問題であつて、矛盾も何もいたしません。

それから、ラスク長官の対中国政策の十項目について、日本がどういふ政策を考えておるかという点でございますが、日本の中共に対する政策は、日本独自の考え方で進められておるのであります。まして、ラスク長官がどういふ考えを持っておるかということは無関係でございます。(拍手)

〔國務大臣松野頼三君登壇〕

○國務大臣(松野頼三君) 初めてアジアの國で核兵器が製造され、開発され、装備されるという國があらわれるならば、わが國の防衛としては重大な問題であることは、これは異論がないことだと私は思います。(拍手)したがって、第一次防、第二次防は数量の増強に重点を置きましたが、第三次防では、数量にあわせて、内容の充実、質の向上に重点を置くところが特徴と言えど私は思います。

その内容につきましては、ナイキアジャックスの御質問がございましたが、ただいまでございますアジャックスよりも性能の高い、ハーキュリーズ程度のものでございますが、もちろん、核装備の考えはございません。

先般、それに関連してブリック調査団が参りましたが、これは何ら回答を出すべき会議ではございませんので、わが國からは何ら回答は出しておりません。

将来ともに、自衛隊は、陸上において十八万は、十分第三次防では達成できる自信を私は持っております。その内容としては、今日でも実は八七・八八でございますし、四十一年は八八%を上回

るのではないかと。すでにこの四月、四十一年度の志願者は、定員より多くてお断わりをしておるのが現状でございます。したがって、おそろくことしの秋ごろは増員の希望が出てくるのではないかとさえ実は考えております。

もう一つの戦闘機の問題は、将来において戦闘機は当然新機種を選定しなければなりません。しかし、三次防では、まだ選定をする程度で、装備するまでには至らないと思っております。

練習機におきましては、ぜひ國産によつて今日の増強をしたいと思つておりますが、國産までできるかどうか、今日まだ検討中でございます。できるならば、五、六十機の練習機は、すでに消耗が激しいので、消耗の補充の意味で必要かと思つております。中型の輸送機、これは御承知のごとく二十数年たつて老朽化しておりますので、本年の予算から開発予算を計上しましたので、國産開発の予算計上と同時に開発を本年から着手して、ぜひ三次防のうちには完成機ができる予定にしております。

(拍手)

〔國務大臣福田起夫君登壇〕

○國務大臣(福田起夫君) お答え申し上げます。

第一点は、公債と國防費との關係、こういうことでございますが、昭和四十一年度から公債を発行することになったのであります。が、予算の規模は、昭和四十一年度にとどまらず、今後といえども、民間經濟活動との均衡のとれた形においてきめる。つまり、大きな特色といつたしましては、民間經濟活動が非常に大きいという際には、國家財政の規模は消極的になるわけでありまして、また、民間經濟活動が停滞しているというときには、公債が増発されていくと積極化される、こういう

ることになるのでありまして、国防費を含めての予算の規模、これは公債そのものとは関係がなく客観的にきめられる、かように御理解願いたいのであります。

なお、予算の措置といたしまして、発行いたします公債は、これは公共事業費、出資、貸し付け金、この三つに限定されるのでありまして、国防費は、これをその対象といたさない、こういうかたい方針をとっておるのであります。

それから、第二の問題は会計検査院からまだ報告を受けておらないのでありまして、まことに遺憾でございますが、本日ここでお答え申すことができない次第であります。よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 私に對する御質問は、第三次防と防衛産業の関連についてお尋ねがありました。防衛産業に對する基本的な方針は、われわれ防衛力が必要だという前提に立つておるのであります。わが国の防衛産業を維持育成する、しかも技術あるいは経済の許す範囲内において国産化していくというのが基本方針でございます。第三次防については、防衛庁からまだ協議を受けておりませんが、もし協議を受けるならば、こういう基本方針に沿うて協力をいたす所存でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) 内閣総理大臣の答弁は、次の機会に願うことといたします。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後十時二十四分散会

出席国務大臣

外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
農林大臣 坂田 英一君
通商産業大臣 三木 武夫君
郵政大臣 堀 祐一君
建設大臣 瀬戸山三男君
国務大臣 藤山愛一郎君
国務大臣 松野 頼三君

出席政府委員

郵政大臣官房長 鶴岡 寛君
郵政省郵務局長 長田 裕二君
郵政省経理局長 浅野 賢澄君

○朗読を省略した議長長の報告

(通知書受領)

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部を改正する法律

(政府委員承認)

一、昨二十日、山口議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省國際金融局長事務代理 村井 七郎
(政府委員任命)

一、昨二十日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、二十日議長において承認した村井七郎を同日第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知

を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十日、佐藤内閣総理大臣から山口議長宛、同日(大蔵省國際金融局長)鈴木秀雄の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員

塚田 徹君 伊藤卯四郎君
早川 崇君 玉置 一徳君

法務委員

早川 崇君 山田 長司君
鐵治 良作君 田中 武夫君

農林水産委員

玉置 一徳君 伊藤卯四郎君
佐々木良作君

通信委員

大野 明君 片島 港君
栗山 礼行君 三原 朝雄君

建設委員

金丸 徳重君 片島 港君

予算委員

三原 朝雄君 大野 明君

議院運営委員

鈴木 一君 麻生 良方君

一、昨二十日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

地方行政委員

吉田 賢一君 山下 榮二君

建設委員

木部 佳昭君 湊 徹郎君
山下 榮二君 大石 八治君

(常任委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

早川 崇君 玉置 一徳君
塚田 徹君 伊藤卯四郎君

法務委員

鐵治 良作君 田中 武夫君
早川 崇君 山田 長司君

農林水産委員

伊藤卯四郎君 玉置 一徳君
栗山 礼行君

通信委員

三原 朝雄君 金丸 徳重君
佐々木良作君 大野 明君

建設委員

片島 港君 金丸 徳重君

予算委員

大野 明君 三原 朝雄君

議院運営委員

麻生 良方君 鈴木 一君

一、昨二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

山下 榮二君 吉田 賢一君

建設委員

藤尾 正行君 大石 八治君

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

吉田 賢一君 漢 徹郎君
本部 佳昭君 山下 榮二君

野菜生産出荷安定法案(内閣提出第一三二号)
農林水産委員会 付託
特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)
実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

(議案提出)
一、去る十九日、議員から提出した議案は次の通りである。
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出)

以上二件 商工委員会 付託
一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
日本育英会法の一部を改正する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第一五号)(予)

一、昨二十日、委員長から提出した議案は次の通りである。
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(千葉千代世君外二名提出、参法第一六号)(予)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

以上二件 文教委員会 付託
一、昨二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)(参議院送付)

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

農林水産委員会 付託
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四号)

(議案付託)
一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

土地収用法の一部を改正する法律案
農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名提出)

(議案受領)

交付税及び贈与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、去る十九日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一、昨二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出)
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)
(議案通知書受領)
一、昨二十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
(議案撤回通知書受領)
一、去る十九日、参議院から、四月十八日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
日本育英会法の一部を改正する法律案(小野明君外一名提出)
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律案(小野明君外一名提出)

十二に引き上げることとする。
2 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律に基づき地方団体に交付する臨時地方特例交付金の交付に関する政府の経理を交付税及び贈与税配付金特別会計において行なうこととする。同時に、同交付金に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。
二 議案の可決理由
最近における地方財政事情にかんがみ、本案の措置は適切妥當なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
地方交付税の算定率を引き上げることにより地方交付税交付金の増額分として五百八十六億円を、また、臨時地方特例交付金として四百十四億円を一般会計から繰り入れることとして、右報告する。
昭和四十一年四月十九日
衆議院議長 山口喜久一郎殿
大蔵委員長 三池 信
郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保するため、郵便物の種類体系等を整備し、及び郵便に関する料金を改定することと、サービスの改善を図るため書き損じた郵便物の返還料金を改定することとを目的とする。

便書等の交換制度を設ける等の措置を講じようとするものでその要旨は次のとおりである。

1 通常郵便物の種類体系等の改正

(一) 現行の第五種郵便物を第一種郵便物に統合して郵便物の種類を第一種から第四種までに改めること。

(二) 第一種郵便物は、現在筆書した書状で開封としないものを内容とするものであるが、これを筆書した書状を内容とするもの及び郵便書簡並びに第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物に該当しないものに改め、また、第一種郵便物については、形状等により定形及び非定形の区別を設けること。

(三) 第四種郵便物とする郵便物について次のとおり改めること。

(1) 樹皮、きのこ及び家さんの卵等を内容とするものの取扱いを廃止すること。

(2) 新たに、學術に関する刊行物を内容とするものを加えること、なお學術に関する刊行物は、學術に関する団体がその目的を達成するため、一定の条件で発行するものであつて、発行人または売主はきき人から省令の定めるところにより差し出されるものであることとする。

2 郵便物の容積及び重量制限の改正

(一) 郵便物の容積の最大限を、通常郵便物にあつては、長さ四十センチメートル（現行四十五センチメートル）に、幅二十七センチメートル（現行三十センチメートル）に、厚さ十センチメートル（現行十五センチメートル）に改め、小包郵便物にあつては、長さ一メートル（現行百十センチメートル）に、長さ、幅及び厚さの合計を百五十センチメートル（現行二メートル）に改めること。

(二) 郵便物の容積の最小限については、長さ十四センチメートル（現行十二センチメートル）に、幅九センチメートル（現行七センチメートル）に改めること。

(三) 郵便物の容積の最小限の大きさに達しないものを郵便物として差し出す場合につけなければならない名札の大きさについては、長さ十二センチメートル（現行十センチメートル）に、幅六センチメートル（現行四センチメートル）に改めること。

(四) 第一種郵便物の重量の最大限を四キログラム（現行六キログラム）に改めること。

3 料金の改正

(一) 通常郵便物の料金を次のとおり改めること。

種 類	現 行	改 正
第一種 定形	二十グラムまでごとに 十円	二十五グラムまでのもの 二十五円 五十グラムまでのもの 二十五円 五十グラムをこえ五百グラムまでのものは、五十グラムをこえる五十グラムまでごとに十円を二十五円に加えた額
非定形	二十グラムまでごとに 十円	五十グラムをこえ一キログラムまでのもの 二百円 重量一キログラムをこえ四キログラムをこえる一キログラムまでごとに五百円を二百円に加えた額
郵便書簡		二十五グラムまでのもの 十二円 五十グラムまでのもの 十六円 五十グラムまでのもの 二十円 五十グラムまでのもの 二十八円
第二種 通常葉書 年賀状とするもの 前記以外のもの	四円 五円 六円	廃止 七円 十四円 八円
第三種 往復葉書 小包葉書	六円	六円
第四種 月三回以上発行する新聞等 その他の定期刊行物	二円 六円	百グラムまでのもの 三円 百グラムをこえるものは、百グラムをこえる五十グラムまでごとに一円を三円に加えた額 百グラムまでごとに 六円
第五種 通信教育 盲人用点字、盲人用録音物、点字用紙 農産種子、苗木、蜜種 食糧検査のための標本 樹皮、きのこ、家さんの卵等 學術に関する刊行物	無料 四円 二円	無料 四円 六円 六円
第五種 市内特別 前記以外のもの	五十グラムまでごとに 八円 五十グラムまでごとに 十円	百グラムまでごとに 十円 廃止

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号 議案に関する報告書

(二) 通常郵便物の特殊取扱の料金を次のとおり改めること。

種 類	現 行	改 正
書留料 引受から配達まで記録するもの	損害要償額千円まで 四十円 損害要償額千円をこえ二千円まで 五十円	損害要償額三千円まで 六十円 損害要償額三千円をこえ二千円まで 五十円
現金 物品	五円 一円	五円 一円
引受と配達の際記録し損害要償額二千円のもの		五十円
速達料		五十円
通常郵便物		五十円
二百グラムまでのもの		五十円
二百グラムをこえ五百グラムまでのもの		七十円
五百グラムをこえ一キログラムまでのもの	三十円	七十円
一キログラムをこえるもの		百円
引受時刻証明料	六十円	二百円
配達証明料	六十円	七十円
差出しの際		七十円
差出し後	六十円	百二十円
内容証明料	九十円	
贈本一枚の場合	六十円	百円
贈本一枚をこえる一枚ごとに	六十円	百円
代金引換料	三十円	五十円
特別送達料	六十円	八十円
	八十円	百円

4 料金割引制度の新設

郵政大臣の指定する郵便局に同時に三千通以上差し出される一定の第一種または第二種郵便物について料金割引制度を設けること。

5 書留郵便制度の改正

書留郵便物の損害要償額の限度を引き上げるとともに、新たに簡易な書留制度を設けること。

6 被災地あて小包郵便物の料金免除

郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合、被災地あての救助用小包郵便物の料金を免除することができることにすること。

7 書き損じの場合における郵便葉書等の交換
書き損じた郵便葉書等について、手数料を徴してこれに相当する額の郵便葉書または切手と交換することとする。

8
その他

(一) 郵政大臣は、その規格様式を定めて、十
五円の額面の郵便書簡を発行すること。

(二) 郵政大臣は、郵便私書箱の使用者で、特別の使用条件を満たすものについて、その使用料を免除することができることとする。

(三) 現金または貴重品等を内容とする郵便物で書留としないで差し出されたものを差出人に還付する場合には、書留料の二倍に相当する額の還付料を徴収すること。

(四) 高層建築物に対する郵便受箱設置義務の猶予期限を昭和四十二年十二月三十一日(現行当分の間)までとすること。

(五) 法律改正に伴う必要な経過規定を設けること。

9 本法律の施行期日は、一部を除き昭和四十一年七月一日とすること。

議案の可決理由

本案は、郵便事業の円滑な運営とこれに要する財源を確保し、あわせて利用者に対するサービスの改善をはかるための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三
經
費

昭和四十一年度郵政事業特別会計歳入予算郵便料金収入中、料金改定に伴う分として約二百八十六億四千万円が見込まれている。

昭和四十一年四月十九日

逋信委員長 砂原 格

衆議院議長 山口喜久一郎

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）
に関する少数意見報告書

右案は妥当と認められないので否決すべきである。

右少数意見報告書を提出する。
昭和四十一年四月十九日

提出者 通信委員 森本 靖

贊成者 同 安宅 常彦

同 大柴 滋夫

同 金丸 徳重

同	栗原 修夫
---	-------

	同	同	口力御沙良
			口

同 同
原 外
凌 和

司 日 奏 之 功

司
公牛
改吉

衆議院議長 山口喜久一郎殿

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国土開発の基盤となる高速自動車交通網の総合的な整備を図るため、新たに国土開発幹線自動車道の予定路線を定める等、所要の改正を行なうとするもので、その要旨は次の通りである。

1 題名を「国土開発幹線自動車道建設法」に改めるとともに、「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発幹線自動車道建設審議会」に改めるものとする。

2 国土開発幹線自動車道の予定路線は、既定の法定路線のほか必要な路線を追加するものとする。

3 第四条(国以外の者の行なう建設)及び第七条(継続費)の規定を削除するものとする。

4 東海道幹線自動車道建設法、関越自動車道建設法、東海北陸自動車道建設法、九州横断自動車道建設法及び中国横断自動車道建設法は廃止するものとする。

5 審議会の委員等について必要な経過規定を設けるものとする。

6 高速自動車国道法等に所要の改正を行なうものとする。

二 議案の可決理由

本案は、わが国民経済の今後の発展の基盤となる高速道路網の総合的な整備を図るうえに妥当なものと認め、全会一致をもって原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案は、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十一年四月二十日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国土開発幹線自動車道網の整備を推進するに当たっては、特に左の諸点に留意し、これが実施に遺憾なきを期すべきである。

1 道路整備費の主要財源たる揮発油税の収入には、今後、多くの期待をかけ得ないので、道路整備特別会計に十分なる一般財源の投入を図る等、強力なる財源措置を講ずること。

2 道路の無料公開の原則に基づき、国土開発幹線自動車道に關しても、この際、料金体系、資金の投入並びに償還方法等、有料制度自体の内容について合理化を図ること。

3 七、六〇〇軒におよぶ国土開発幹線自動車道網の用地の取得、並びに工事の執行体制に万全を期するとともに、特に、路線の選定に当たっては、極力、農耕地を避けるより配慮すること。

4 取付道路等、国土開発幹線自動車道の建設に伴う関連公共事業については、窮乏せる地方財政の実情を勘案し、十分なる考慮を払うこと。

5 今後、道路整備五箇年計画の改訂に当たっては、国土開発幹線自動車道の整備事業が、一般道路事業(殊に地方道事業)を圧迫せざるよう、特に配慮すること。

右決議する。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、機械工業の実情とその振興の重要性にかんがみ、本法の有効期間をさらに延長するとともに、機械工業の技術水準の向上を図ろうとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 有効期間の延長

現行法において「この法律は、昭和四十一年六月三十日まで施行する」となっているのを「この法律は、昭和四十六年三月三十一日限り、その効力を失う。」に改める。

2 試験研究に關する振興計画の策定

特に生産技術に關する試験研究(試作を含む。)を促進する必要がある機械器具又はその部品として政令で指定したもののについて、試験研究の内容及びその完成の目標年度を定めた振興基本計画と毎年度の振興実施計画を策定、公表することとする。

3 施行期日

本法は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、機械工業の振興を図るための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十一年四月二十日

商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

衆議院會議録第四十二号中正誤

ページ	段 行	誤	正
1006	三 末七	金額	金額
1007	四 三	法律案その	法律案の
1008	一 五	本案	本来
1009	一 八	また、	まず、
1010	三 二	引き上げる	引き下げる
1011	三 二	冷蔵庫	冷蔵庫
1012	二 二	冷蔵庫	冷蔵庫

昭和四十一年四月二十一日 衆議院會議録第四十三号

一〇四二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円 (ただし良質紙は三十円) (郵送料別)
発行所
東京都港区赤坂英町二番地 大蔵省印刷局 電話 東京 五八二 四四二(二線)